

J A M 政策NEWS

2004年11月8日 第2005-14号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

03-3451-2586

E-MAIL : syakai@jam-union.or.jp

第4回「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」開催される 政管健保の運営に関して連合が意見書提出

10月25日、第4回「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」が開催されました。前回からの続きである「緊急対応プログラム」とその具体化として 国民サービスの向上、 予算執行の透明性の確保等、 個人情報保護等の徹底、 保険料徴収の徹底、 組織の改革、を柱とする「77項目」が示され、それらについての検討が行われました。

さらに、今回は「社会保険庁の組織の在り方についての論点」も示され、主に“社会保険事業の運営主体に求められる基本的要素”を中心に検討を行いました。

連合・草野事務局長は、7項目の「政府管掌健康保険の運営に関する意見」を提出。これに対して金子座長は、「検討する機会を設けたい。制度改革の議論を一体的に考えることも必要」と述べました。

国民不信の払拭を

草野事務局長は、今回の不祥事など、国民が不信を持っている要因に対してきちんと対応すべき。残業代など必要なものは予算化を、予算とともに決算が重要であり、国民に公表すべき、「社会保険庁の組織の在り方についての論点」の基本的要素に、「国民へのサービス」という視点がない、などの意見を述べました。

また、他の委員からは、「社会保険事務所の相談窓口に行ってきたが、順番が来るまで2時間。相談ブースは8つのうち開いていたのは半分」「医者に知られるからレセプトの開示請求が少ないという問題がある。また、汚職問題について、構造と対策をチャートにしてほしい」などの意見が出されました。

これに対して座長は「予算執行について、予算と同時に決算も重要。予算・決算両方を国民に公表すべき。社保庁の予算・決算について『適正である』というチェックがされないとなれば新しい組織の在り方を検討しなければならない」と指摘。また、村瀬社会保険庁長官は「民

間から私が長官になったのは、民間の手法でやり直せということ。今、問題が表に出てきた。今後起こらないような仕組みをつくり、国民から社会保険庁が変わったと思われなければダメである。努力していきたい」と述べました。

次回は、11月26日に開催され、組織の在り方について議論し、中間まとめの検討を行う予定です。

政府管掌健康保険（政管健保）とは？

国が保険者となり、社会保険庁が運営する健康保険で、民間の主には中小企業の従業員が被保険者となっています。被保険者数は約1,900万人、被扶養者を含めると約3,600万人と、日本最大の健康保険です。

大手企業等を母胎とする「健康保険組合」の場合、保険料の決定や事業運営などについて、保険料を支払っている労使の意見が反映され、決定権がありますが、政管健保の場合、労使が関与できるしくみになっていないという問題があります。

政管健保の運営に関する連合の意見（概要）

1. 保険料を負担する労使代表が事業運営に参画できるようにするべき。
2. 保険者機能が十分に発揮されていない。
レセプト点検の強化
医療費通知の充実
健診の需要、ニーズに合わせた改革と予算確保
健康増進などの保険事業の充実
3. 被保険者に対する情報提供がほとんどない。
収支決算、健診、健康づくり、利用できる保養所などについて、被保険者に情報提供するための補方法・手段を早急に検討すべき。
4. 健康相談、診療上の問題についての相談窓口を早急に設置すべき。
5. 事務費も保険料で賄われているが、執行方法が不透明で事業運営に問題がある。社保庁事業全般の見直しの中で、改善すべきである。
6. レセプトの無条件開示とレセプト開示の推進を。
7. 被保険者等の立場にたった効率的な事業運営を行うためには、制度の改革が必要。本有識者会議において、議論する場を設けるよう強く要望する。